

役員の報酬及び費用に関する規程

公益社団法人スコーレ家庭教育振興協会

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人スコーレ家庭教育振興協会（以下「この法人」という。）の定款第26条の規定に基づき、役員の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、この法人を主たる勤務場所とするものをいう。
- (3) 非常勤役員とは、監事及び常勤役員以外の理事をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費、手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は、年額報酬額を定める場合を含め、月額をもって毎月一定の定まった日に支払うものとし、非常勤役員に対しては、理事会出席等必要の都度、支払うものとする。
- 3 常勤役員には、役員賞与を支給しない。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ、退職慰労金を支給することができる。

(報酬の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬総額は別表1「年間報酬総額」に定める金額の範囲内とし、会長は、理事会の承認を得て、その総額の範囲内で各々の理事に配分するものとする。

- 2 非常勤役員に対する報酬は別表2「非常勤役員の報酬」に定める額とする。

3 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任、又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

4 常勤役員に対する退職慰労金は、別表3「常勤役員退職慰労金の算出額」に定める算式により算出される額とする。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(通勤費)

第6条 役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第7条 この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成26年4月1日）から施行する。

改正 平成30年6月5日

改正 平成31年3月19日

改正 令和元年6月25日

別表1 常勤役員の年間報酬総額

年間報酬総額 50百万円

別表2 非常勤役員の報酬

理事会の都度、謝金として1人一律10,000円

別表3 常勤役員退職慰労金の算出額

報酬月額×在職年数（注）

（注）法人設立日（平成11年8月12日）以降の在籍年数